



カトリック中央協議会
CATHOLIC BISHOPS' CONFERENCE OF JAPAN

会 報

《2017年9・10月号（550号）》

目 次

報 告

・ 常任司教委員会	1
・ 教会行政法制委員会	3
・ 新福音化委員会	3
・ 典礼委員会	4
・ 学校教育委員会	5
・ 諸宗教部門	7
・ カリタスジャパン	8
・ 正義と平和協議会	10
・ 日本キリスト教連合会	12
・ HIV/AIDS デスク	13
・ 中央協議会事務局（総務）	15
公文書	16

常任司教委員会

■7月定例常任司教委員会

日 時 2017年7月6日（木）10：00－14：40

場 所 日本カトリック会館 会議室2

出席者 委 員 7人

事務局 6人

報 告

1. フィローニ枢機卿訪日スケジュール一部修正について

2017年9月に来日する、教皇庁福音宣教省長官のフェルナンド・フィローニ枢機卿のスケジュールにつ

いては、6月の常任司教委員会で報告した後、フィローニ枢機卿から伝えられた要望を取り入れ、修正を行ったことが報告された。

2. ファティマの聖母出現100周年にあたってのご像の巡回終了ミサに関する駐日教皇大使からの提案について
ファティマの聖母出現100周年の結びの荘厳ミサを、10月25日に広島カテドラルで、全司教とともにやりたいとの要望が駐日教皇大使から届いたことが報告された。
3. 2018年祈祷の使徒「日本の教会の意向」確定版提出について
6月の常任司教委員会の諸意見に基づき修正した2018年祈祷の使徒「日本の教会の意向」を祈祷の使徒担当者へ送付した。
4. 中央協議会口座の東日本大震災復興義援金残高について
6月30日現在の中央協議会口座の東日本大震災関連・義援金残高報告が行われた。義援金総額は73,542,948円、支出合計は、64,555,348円、残高は8,987,600円となった。

審 議

1. 2017年度第1回臨時司教総会内容について
本年9月25日-29日に開催予定の臨時司教総会で取り扱う事項の確認を行った。なお、内容確定は9月常任司教委員会において行う。
2. 福者ユスト高山右近の列聖を求める祈りについて
列聖推進委員会から提案された「福者ユスト高山右近殉教者の列聖を求める祈り」(案)については、本常任司教委員会の諸意見に基づき修正し、9月臨時司教総会に諮る。
3. 社会司教委員会主催の研修会の提案について
2017年9月の臨時司教総会中に社会司教委員会から提案された内容(憲法学、近代史の視野からみる日本国憲法における憲法20条の意味、象徴天皇制について)で研修会を行うことと研修会当日に正義と平和協議会・改憲対策部会のメンバーが聴講することを承認した。
4. 2017年平和旬間に向けての司教協議会会長談話について
本常任司教委員会の諸意見に基づいて修正を加えた文書を2017年平和旬間に向けての日本カトリック司教協議会会長談話として発表することを承認した。
5. 「世界貧しい人の日」(仮訳)の日本の教会としての対応について
「世界貧しい人の日」(仮訳)の制定にあたり、日本の教会としての対応を以下のとおり行うことを承認した。
 - ①日本の教会としても「年間第33主日」を「世界貧しい人の日」(仮訳)に制定するために、2017年度第1回臨時司教総会に諮る。
 - ②上記を総会に諮る際の名称については神学者の意見を聞いたうえで9月の常任司教委員会で確定する。
 - ③「世界貧しい人の日」(仮訳)にあたって教皇が発表したメッセージを邦訳して周知する。
6. 教皇庁新福音化推進評議会からの依頼について
教皇庁新福音化推進評議会からの要請であるWACOM(World Apostolic Congress on Mercy)と新福音化に関する委員会を取り持つ司教の任命については、その役割を新福音化委員会の委員長が担うことにし、現在の新福音化委員会委員長の諏訪榮治郎司教に依頼する。
7. 「大浦天主堂-キリシタン博物館」設立のための全国レベルの募金実施について
長崎大司教区が、2018年4月1日開館予定の「大浦天主堂-キリシタン博物館」設立の資金調達のために全国の教会に募金を行うことを承認した。
8. 2018年度日本カトリック司教協議会年間行事日程案について
 - ①2018年度の定例司教総会、臨時司教総会の日程案を以下のとおり2017年度臨時司教総会に提案する。

2018年度定例司教総会	2018年2月19日(月)-23日(金)
2018年度第1回臨時司教総会	2018年7月9日(月)-13日(金)
2018年度第2回臨時司教総会	2018年12月13日(木)

②2018年4月－2019年3月までの常任司教委員会の日程を確定した。

③2019年2月の定例司教総会日程案を常任司教委員会として以下のとおり申し合わせた。

2019年度定例司教総会日程案 2019年2月18日(月)－22日(金)

9. 中央協議会発行出版物について

出版審議会から提出された以下の書籍を中央協議会から発行することと出版企画書を承認した。

①書籍名 「ニケア・コンスタンチノーブル信条」「使徒信条」の旋律（一般用）

内 容 「ニケア・コンスタンチノーブル信条」と「使徒信条」の新しい旋律の楽譜を掲載した小冊子

②書籍名 司教団メッセージ「原子力発電の撤廃を－福島原子力発電所事故から5年半後の日本カトリック教会からの提言－」

内 容 司教団メッセージ「原子力発電の撤廃を」冊子

③書籍名 教皇ヨハネ・パウロ二世「広島平和アピール」1981(日本語版)

内 容 教皇ヨハネ・パウロ二世「広島平和アピール」冊子(日本語版)

④書籍名 “Pope John Paul II “Appeal for peace at Hiroshima” 1981 (英語版)

内 容 教皇ヨハネ・パウロ二世「広島平和アピール」冊子(英語版)

⑤書籍名 使徒的勧告 愛のよろこび

内 容 シノドス後の使徒的勧告 AMORIS LAETITIA の邦訳

教会行政法制委員会

■2017年度第4回会議

日 時 2017年7月13日(木) 12:30－16:00

場 所 日本カトリック会館 会議室6

出席者 6人

審 議

1. 婚姻訴訟手続きにおける費用の統一について

2015年8月15日に発表された教皇フランシスコによる自発教令「寛容な裁判官、主イエス」において、婚姻訴訟手続きにおける費用の無償化に関する教皇の意向が記されていることを受け、無償化あるいは日本国内における費用統一の可能性について検討した。

2. 『カトリック新教会法典』日本語訳の見直しについて

『カトリック新教会法典』の日本語訳の見直し作業を行った。前回会合に引き続き、日本語訳が確定していない用語について、当委員会として推薦する日本語訳および修正点を検討した。

次回日程 第5回会議 2017年9月14日(木) 12:00－16:00 日本カトリック会館

新福音化委員会

■2017年度第5回会議

日 時 2017年7月7日(金) 13:00－14:45

場 所 日本カトリック会館 会議室4

出席者 5人

欠席者 2人

審 議

「新福音化の集い」について

2017年10月20日(金)から22日(日)に開催する「新福音化の集い」に関する具体的なスケジュールやプログラムの内容および進行方法、役割分担について検討した。次回会合では、当日の配布資料の確認、参加者から提出されたレポートを確認する予定。

次回日程 2017年9月29日(金) 9:30-11:30 日本カトリック会館

典礼委員会

■典礼音楽担当部門

日 時 2017年6月13日(火) 15:00-14日(水) 14:00
場 所 カトリック小ヶ倉教会(長崎教区)
出席者 4人
欠席者 2人

審 議

「ニケア・コンスタンチノーブル信条」と「使徒信条」の楽譜の発行準備と伴奏譜の表記について検討した。

■『ゆるしの秘跡』儀式書改訂会議

日 時 2017年7月3日(月) 10:00-15:30
場 所 日本カトリック会館 会議室6
出席者 3人

審 議

『ゆるしの秘跡』儀式書の改訂に向けた準備作業として日本語版の第1章をラテン語規範版と比較検討した。

■典礼音楽担当部門

日 時 2017年7月5日(水) 15:00-6日(木) 14:30
場 所 日本カトリック会館 マレラホール
出席者 5人
欠席者 1人

審 議

1. 「ニケア・コンスタンチノーブル信条」と「使徒信条」の楽譜の発行準備と伴奏譜の表記について確認した。
2. 「復活賛歌」の新しい旋律を検討した。

■定例会議

日 時 2017年7月10日(月) 10:05-14:40
場 所 日本カトリック会館 会議室3

出席者 6人

欠席者 5人

報告

1. 「ニケア・コンスタンチノーブル信条」と「使徒信条」の楽譜発行について
本年4月16日（復活の主日）より使用を開始した「ニケア・コンスタンチノーブル信条」と「使徒信条」の新しい旋律について、『典礼聖歌』に差しはさめるような判型の楽譜発行の準備を進めている。
2. 『ゆるしの秘跡』儀式書改訂作業について
翻訳が不十分との指摘が出されていた日本語版『ゆるしの秘跡』儀式書について、規範版との照合をもとに改訂に向けた準備を開始した。

審議

1. ミサで使用するパンとぶどう酒に関する教皇庁典礼秘跡省からの書簡について
本年6月15日付で全司教あてに届いた掲記書簡には、ミサで使用するパンとぶどう酒の品質を管理するために必要な事項が具体的に示されている。今会合でその内容を確認し、各教区への対応については9月の常任司教委員会に一任することを合意した。
2. 聖なる油を受け取る式について
聖香油のミサで聖別ならびに祝福された油を、小教区などで受け取ることを想定した式文案について意見交換を行った。今会合での意見と合意事項をもとに、引き続き具体的な準備を行う。
3. 『堅信式』儀式書の改訂について
長らく絶版となっている掲記儀式書の再版に向けて、規範版と比較し、改訂のための意見交換を行った。今会合での意見と合意事項をもとに、引き続き具体的な検討を行う。

次回定例会議 2017年9月4日（月）9：00－12：00 御聖体の宣教クララ修道会 軽井沢修道院

学校教育委員会

■第159回学校教育委員会

日時 2017年6月13日（火）18：00－20：00

場所 幼きイエス会 ニコラ・バレ修道院（東京・千代田区）

出席者 11人

報告

1. 第30回「校長・理事長・総長管区長の集い（集い）」決算とアンケート
事務局で決算書とアンケート報告を配布した。アンケートが37%の回収率で、昨年より倍以上だったことが報告された。記入の時間を取ったが書かない人も多い。回収率50%以上を目指す。
今後取り上げてもらいたいテーマとして、労働時間問題、発達障害を挙げている人が多かった。
・You tube(ユーチューブ)にあげる映像について
幸田和生司教の講演(1時間30分)の映像を3つに分割してあげることが決まった。
2. 第3回カトリック学校教員研修 長崎・五島巡礼について
今年は日程的な問題もあるのか参加者が少なく、事務局、旅行社を含めて20人となった。参加者には受付確認書を校長・本人あてに郵送し、メールも送っている。
2日目に福江の教育委員会に依頼し面談予定。五島市役所にて市長に表敬訪問する。
3. 日本カトリック学校連合会(連合会)

5月－6月は4つの連盟の総会が開かれる。

7月27日－28日 小中高連盟事務職員の研修（東京）

8月1日－2日 「カトリック教育を学ぶ会」（神奈川）

8月3日－4日 日本カトリック幼児教育連盟全国大会（隔年開催）1100人参加予定（東京）

審 議

1. 第30回「集い」振り返りと、第31回に向けたテーマ、講師など

自由意見

- ・テーマと講演に一貫性があった。
- ・次回はシノドスのテーマである“若者”を取り上げたい。信仰と召命の識別。
- ・労働時間、発達障害も連合会の研修ですすでにやっており、取り上げてほしいという人は参加してない人か？すべての人の希望にこたえるわけにはいかない。
- ・カトリック学校を理解しているノンクリスチャンにも来にくい、敷居が高いと感じさせるのか。
- ・司教や学校現場も連休中で動かせない行事がぶつかる。それをおいて参加するわけにはいかない。代理の人でも来てほしいと呼びかけてはどうか。
- ・委員会は教会と学校をつなげる役目。「カトリック学校はこうでありたい。一緒に考えましょう」であるべき。連合会で取り上げるテーマにスライドする必要はない。

2. 「カトリック学校教員研修」の今後

長崎・五島研修の日程を変えることでまた参加者増があるかもしれないので、需要がないとは言い切れない。取りやめるか決める必要はない。

3. 学校教育委員会のあり方について

これまで年間6回集まっているが、この中で何かしようとしても「集い」がほとんどを占めて難しい。連合会で「研修会特別委員会」を作り、学校教育委員会の委員も何人か参加している。継続性のある育成の場を考えるために「集い」の実施を連合会（研修会特別委員会）に任せて、委員会は他のことに時間を使ってはどうか。

自由意見

- ・学校連合会の「校長・教頭合同研修会」と学校教育委員会の「校長・理事長・総長管区長の集い」の違いがわからず、どちらかに出れば十分と思われる。
- ・「集い」のテーマは委員会が手放してはいけない。過去30回のテーマも似通っていて一貫性がある。
- ・学校教育委員会は学校と教会を結ぶ役割。司教たちに学校のことをわかってもらって、現状を伝えるのが大きな役割。「校長・理事長・総長管区長・司教の集い」としてはどうか。司教が役割を果たしていないような気がする。司教の会議で呼びかけよう。
- ・自分の教区の教区長が来ていると気持ちが全然違う。
- ・若者は教会の未来だ。若者はどこにいるか。学校だ。学校が福音宣教の最前線であることをわかってもらう機会。
- ・学校は宣教に最も適している。40年前45万人、今も45万人。宣教活動を過小評価してもらいたくない。カトリック学校がどういう宣教活動をしているか、“これでいいのか”と取り上げたい。以前は学校でたくさん洗礼を受けた。学校が宣教の場でなくてどうするのか。訴えながら雰囲気を変えていく時機ではないか。

決まったこと

- ①名称を「校長・理事長・総長管区長・司教の集い」として、司教協議会会長あてに、司教が「集い」に出席することを呼びかけてもらうように依頼する手紙を出す。代理の出席でもよいとする。常任に議案を出すために文面を次回に検討する。

- ②司教に分科会に入ってもらって、学校を肌で感じてもらう。

次回までに考えてくること

- ①来年のテーマは「若者」に決まりつつあるが、さらに考えてくること。

②委員会が取り組むべきテーマについて考えてくる。

③「集い」を切り離すことの問題点を考えてくる。

4. 質問「カトリック学校としての性同一性障害者受け入れに対する考え方」について対応

経緯 4月20日にカトリック大学学長の神父より、「3月に日本女子大学が性同一性障害の人を受け入れたことを受けて、朝日新聞から各大学にアンケートが来ている。難しい問題なのでどう回答したらいいか思案している。カトリックも女子大が多いので、考え方を打ち出しておく必要があると思っている。」という電話を受け、委員に意見を求めた。委員からいくつか意見が出て、学長に伝えたところ納得したが、「カトリックの考え方を打ち出すかどうか、打ち出すとすればどのようなものを打ち出すべきか委員会で話し合ってもらいたい」との依頼を受けた。

自由意見

- ・各校の判断に任せる問題だ。
- ・入学後に性同一性障害に気がついた場合は、どう寄り添っていくかを考えることになる。宿泊研修を欠席するとか、部屋風呂を認めるとか実際的な問題になる。
- ・性同一性障害は原因も症例も様々なので、一概に言えない。危険もあるので専門家が回答しないといけない。

結論 「いのちへのまなざし」をよく読むように答えるしかない。カトリックとして方針を出すのは難しい。

5. 来住英俊師のレポート『宗教のある学校』を一緒に作っていくについて

来住師のレポートについて委員会で話をしたい。来年の「集い」にも関連して、できるだけ早く設定したい。

結論 阿南秘書から来住英俊師に次回委員会で話ができないか打診をする。

次回委員会 2017年7月20日(木) 16:00-19:00 幼きイエス会 ニコラ・バレ修道院

諸宗教部門

■2017年度第3回会議

日時 2017年7月6日(木) 18:00-19:45

場所 日本カトリック会館 会議室4

出席者 10人

欠席者 4人

報告

教皇庁諸宗教対話評議会制作DVDについて

2016年7月30日-8月13日に教皇庁諸宗教対話評議会のスタッフ3人が来日し、第二バチカン公会議公文書『キリスト教以外の諸宗教に対する教会の態度についての宣言』発布50周年を記念したドキュメンタリービデオ制作のための取材を行った。この件のDVDが諸宗教部門あてに届き、鑑賞した。

審議

1. 教皇庁諸宗教対話評議会次官および次官補の来日について

教皇庁諸宗教対話評議会次官のミゲル・アンヘル・アユソ・ギクソット司教と次官補のインドゥニル・ジャンカラトネ・コディトゥック・カンカナマラゲ師が比叡山宗教サミットや関連する記念行事に出席するため、8月に来日する件について、スケジュールおよび当部門との交流の時間について最終確認した。

2. 2017年度シンポジウムの具体的検討について

当部門主催による2017年度シンポジウムについて、スケジュール、当日の役割分担を確認した。

日時 9月16日(土) 14:00-17:00

場所 カトリック奈良教会(京都教区)

テーマ 「若者と宗教」

パネリスト 秋田修孝師(曹洞宗)、井川裕覚師(高野山真言宗)、東井成則さん(天理教)、
白浜満司教(広島教区)

次回日程 シンポジウム「若者と宗教」 2017年9月16日(土) 14:00-17:00 カトリック奈良教会
第4回会議 2017年11月1日(水) 18:00-20:00 日本カトリック会館

カリタスジャパン

■カリタスジャパン全国教区担当者会実行委員会会議

日時 2017年5月25日(木) 11:00-14:00

場所 日本カトリック会館 会議室3

出席者 6人

審議

2017年度カリタスジャパン定例全国教区担当者会議について

(1) 日程・会場

日程 2017年10月24日(火) 9:00 - 10月25日(水) 16:00

会場 カトリック大名町教会 会議室(福岡教区)

(2) 議題

10月24日(火)

報告事項、グループディスカッション(3か年計画に基づく教区担当者会の活動目標)、全体会

10月25日(水)

現地学習「水俣病問題：60年にわたる闘い」

(3) 今後のスケジュール

開催案内を7月中に送付、8月下旬申し込み締め切りとする。

■第3回啓発部会会議

日時 2017年6月20日(火) 10:00-14:00

場所 日本カトリック会館 会議室3

出席者 11人

報告

事務局より、2017年4月から6月までの事務局活動内容ならびに9月より国際カリタスで行われるマイグレーションキャンペーンの計画について報告した。

審議

1. 2017年度活動計画

9月16日(土)に大阪教区、10月21日(土)に札幌教区で実施する「さとにきたらええやん」上映会&セ

ミナーの詳細について検討した。また、11月11日(土)にシグニスジャパンと共催し、シグニスアジアの会議にて「さとにきたらええやん」上映会&セミナーを実施することが承認された。

2. 3か年計画

2017年9月までを活動準備期間、2017年10月から2018年12月までを「差別のない多様性社会をめざして」をテーマにした活動実施期間、2019年1月から3月までを活動振り返りの期間とする。2018年度の活動内容については、次回会議で各管区でのセミナー開催などの具体化を行う。

次回日程 2017年8月29日(火) 10:00-14:00 日本カトリック会館

■第4回援助審査会会議

日時 2017年7月4日(火) 13:00-16:00

場所 日本カトリック会館 会議室4

出席者 6人

審議

1. 一般援助申請 計6件(国内4、海外2)を審査、5件を次回援助部会へ付託、1件(海外)を却下とした。
2. 国際カリタス緊急支援要請(Emergency Appeal/EA) 以下1件の支援を決定した。
ギリシャ「難民・移民、経済危機復興フェーズ(EA22/17)」10,000ユーロ

次回日程 2017年9月26日(火) 14:00-17:00 日本カトリック会館

■第4回事務局会議

日時 2017年7月21日(金) 14:00-16:25

場所 日本カトリック会館 会議室4

出席者 6人

審議

1. 国際カリタスマイグレーションキャンペーンへの対応について検討した。
2. 2018年-2020年予算について検討した。9月のカリタスジャパン委員会に諮る。

次回日程 2017年9月29日(金) 14:00-17:00 日本カトリック会館

■2017年度第2回なんみんフォーラム(FRJ)運営委員会会議

日時 2017年8月7日(月) 15:00-17:00

場所 イエズス会 岐部ホール(東京・千代田区)

出席者 難民移住移動者委員会より1人、カリタスジャパンより1人

報告

1. 第1四半期活動・会計報告について
2. 三者協議委員会設置について
3. ワーキンググループより活動報告
4. 各団体より行事予定の告知および活動報告

審 議

1. 難民支援全国会議の日程およびテーマについて
2. 都内での支援者セミナーの日程およびテーマについて
3. 全国難民支援報告書の作成について
4. 難民保護法検討のための論点整理のアップデートについて

正義と平和協議会

■事務局会議

日 時 2017年6月21日(水) 10:00-16:00
場 所 日本カトリック会館 会議室3
出席者 5人

報 告

1. 部会(死刑廃止を求める部会、平和のための脱核部会)活動報告
2. 全国会議参加者へのフォローのアンケート実施の報告

審 議

1. 部会活動について担当者との意見交換、今後の事務局のかかわり方について検討した。
部会の事務局業務の担当者を招請し具体的に検討を行う。次回定例委員会で、事務局員が部会会議に出席し実務を担当すること、部会代表者が定例委員会に出席して活動について委員に報告、意見を求めることなどについて承認を得ることになった。
2. 国際パックスクリスティのジョニー・ジェコビッチさんが、2020年の広島でのパックスクリスティ国際会議のために来日(8月2日-7日)。広島教区との打ち合わせなど事務局担当業務を確認した。
3. 次回定例委員会の議案について検討した。

■定例委員会

日 時 2017年7月7日(金) 14:00-8日(土) 12:00
場 所 聖ベネディクトハウス 会議室(北海道・札幌市)
出席者 14人

報 告

1. 新秘書の任命と新委員の委嘱
新秘書 光延一郎師(イエズス会) 任期 2017年7月1日-2019年3月31日
新委員 竹内昭彦師(コンベンツアル聖フランシスコ修道会)
日本カトリック管区長協議会から派遣 任期 2017年7月1日-2019年3月31日
千葉佳子修道女(シャルトル聖パウロ修道女会)
日本女子修道会総長管区長会から派遣 任期 2017年7月1日-2019年3月31日
2. 「沖縄を知り、祈り、行動するキャンペーン」終了
3. 2018年正義と平和全国集会の名古屋教区開催について
日程 2018年11月23日(金)-24日(土)
4. 部会活動報告
5. 外部団体の会議準備報告

9条世界宗教者会議実行委員会 2018年6月12日－15日 場所 広島
パックスクリスティ国際会議 2020年 場所 広島

審 議

1. 部会の事務局正規業務化

「死刑廃止を求める部会」「平和を求める脱核部会」「改憲対策部会」の活動は正義と平和協議会事務局業務に位置づけ、事務局員が部会に出席し実務を担当することと、部会の代表者が定例委員会に出席することを承認した。正義と平和協議会規約に部会についての項目もいずれ加筆することを確認した。

2. 全国会議について

前回定例委員会で検討した全国会議参加者へのフォローのアンケート回答をもとに、今後の会議について検討した。来年会議は2018年2月16日(金)－18(日)に行う予定。

3. 「共謀罪」通過についての対応

7月11日に、「いわゆる『共謀罪』を盛り込む『改正組織犯罪処罰法』」が施行するにあたり、正義と平和協議会会長が声明を出す。今後も学習会など企画してこの法律の廃止に向けて活動していくことを検討した。

4. 改憲対策部会活動計画

改憲の危機について啓発のため、9月以降短期のうちに、主に都内近郊を会場にカトリック関係知識人を講師に講演会を集中開催し、講演録をブックレットにまとめて年度内の発行をめざすことについて意見交換を行い、承認した。

5. 2018年活動について

平和教育への取り組み、北東アジアの平和、沖縄基地問題など考えられるテーマを検討した。

■平和のための脱核部会

日 時 2017年6月26日(月) 13:30－17:30
場 所 イエズス会 S・Jハウス(東京・千代田区)
出席者 4人

審 議

1. 2016年、2017年活動の振り返りと2017年、2018年活動計画
2. 日韓脱核懇談会(8月5日、6日 広島教区平和行事と一部共催)日程、スタッフ業務の確認

■平和のための脱核部会日韓脱核懇談会

日 時 2017年8月5日(土) 15:00－6日(日) 16:30
場 所 広島教区カトリック会館(広島市)
参加者 60人

内 容

2015年に始まった、韓国カトリック司教協議会環境委員会と正義と平和協議会平和のための脱核部会による日韓信徒の脱原発のための相互交流会を、今年は広島教区平和行事分科会を主催する形で行った。

8月5日 広島教区平和行事分科会「原発と人権－福島事故が与えた課題」

講師 瀬戸大作(パルシステム職員、避難の協同センター事務局長)

ソン・ウォンギ(韓国カンウォン大学教授)

8月6日 放射線影響研究所見学、分科会講演内容を中心にした質疑応答と分かち合い

■死刑廃止を求める部会

日 時 2017年7月26日(水) 17:00-19:00
場 所 イエズス会 岐部修道院(東京・千代田区)
出席者 5人

審 議

1. 9月発行予定のニューズレターの内容について
2. 今後の活動について検討した。
 - ・10月後半に、イタリアの聖エジディオ共同体のアルベルト・クァットルッチさんが来日する。講演会を10月28日(土)にイエズス会岐部修道院で主催する。
 - ・11月11日(土)に、受刑者のための特別ミサを麴町教会(東京教区)で行う。
3. 死刑を止めよう宗教者ネットワーク会議、死刑廃止を求める諸宗教の祈りの集いへの参加について

■ピース9の会15周年の集い

日 時 2017年7月17日(月) 13:00-16:00
場 所 YMCA アジア青少年センター(東京・千代田区)
参加者 200人

内 容

「憲法9条を世界の宝に ピース9の会」が15周年を迎えるにあたり、国民投票が現実に行われる可能性もある中、「平和を唄う すばらしい約束 Peace9」のテーマで平和への誓いを心に刻む歌とメッセージの集いを行った。カトリック青年労働者連盟(JOC)の青年たちが平和について考えたことを発表、サクソとギターデュオによるジャズと沖縄の歌を演奏、松浦悟郎司教と兄弟によるバンド演奏など平和にかかわる音楽と憲法前文、憲法第九条の朗読を通して決意を新たにす。15周年の集いは9月に兵庫、10月には福岡で行う。

■声明文

2017年7月11日、「いわゆる『共謀罪』を盛り込む『改正組織犯罪処罰法』施行に関する声明」を発表した。(公文書参照)

日本キリスト教連合会(日キ連)

■2016年度第6回常任委員会

日 時 2017年5月9日(火) 10:00-12:00
場 所 日本聖公会管区事務所 会議室(東京・新宿区)
出席者 7人

報 告

事務局

1. 日キ連あての文書
 - ・日本宗教連盟より「平成29年度協賛金納入についてのお願い」受領
 - ・文化庁より委員長あて「宗教法人審議会委員の発令について(通知)」「人事異動通知書(比企敦子、

場 所 日本カトリック会館 会議室4

出席者 7人

報 告

1. 京都キャンドルパレードの参加について (5月20日)

例年の集合場所の京都市役所前が工事のため鴨川の河川敷に変更された。若者もたくさん参加して盛り上がった。デスクの宮本秘書と事務局が当日の午後パレード沿道を回り、レッドリボン掲示のお礼をして、掲示のない所には再掲示をお願いした。パレード中は平良委員がテーマソングを歌いながら歩いた。

2. AIDS文化フォーラムin佐賀について

6月17日(土)ー18日(日)、佐賀市アバンセの展示会場にデスクの配布物を置いて啓発活動を紹介した。

3. 出前コースについて (6月26日)

仙台教区で平良委員がLGBT(性的少数者)について話した。正しい知識を伝える貴重な機会となった。

4. 7月22日に行うデスク主催の勉強会(デスク勉強会)の広報と申し込み状況、資料送付について

東京、さいたま、横浜各教区の学校や施設、小教区に案内した。カトリック新聞の告知板に掲載を依頼した。デスクのホームページからの申し込みもある。更なる呼びかけをする。

5. トートバッグ改良型の発注

当初選んだバッグは在庫切れになったが、メーカーが別のバッグを探してくれて、まもなく納品される。

6. アジア・太平洋カトリックHIV/AIDS連合(CAPCHA)コア会議

来年の第7回CAPCHA会議の開催地ヤンゴン(ミャンマー)で、6月26日ー29日に準備会が開かれた。前回マニラの会議で、コア・メンバーに選ばれたデスク事務局の伊東も参加した。マニラ会議の振り返りや、ヤンゴン会議での新たな論点、視察する施設の選定などについて話し合った。

7. レインボー・リール東京映画祭

7月8日ー17日に新宿で開催される第26回映画祭の紹介が平良委員からあった。

8. エイズデーの企画

聖公会とルーテル、日本キリスト教団とともに、毎年開催している「エイズデー記念礼拝」の準備会がまもなく開かれる。昨年協力した文京区保健所からエイズデーのイベントの案内が来た。

審 議

1. 改訂版小冊子について

「HIVとエイズは違います」のページが増えたため、製本の都合上あと2ページ増やすことになった。「改訂版の発行にあたって」というページと、目次を入れることに決まった。

2. デスク勉強会当日の役割分担などについて

デスクからの参加者は12時に集合して会場作りをする。進行役や分かち合いの担当を決めた。

当日は参加できないという養護教諭から、公立学校での性教育に関する報告が届いた。本人に確認の上、講師の中谷豊実さん(南山高等学校・中学校男子部教師)にも目を通してもらう。

3. 日本エイズ学会への参加について

デスクの啓発活動を演題で発表するのは、学会の性質上異質だという意見があり、展示ブースに申し込むこととする。

4. AIDS文化フォーラムin名古屋への参加について

第1回の開催が決定した。9月24日に南山学園の講堂で実施される。今回のデスク勉強会の講師の中谷豊実さんも実行委員として準備している。展示ブースが設けられるならデスクも出展する。

次回日程 2017年9月6日(水) 13:00ー15:00 日本カトリック会館

中央協議会事務局

■総務

9月会議予定

1日(金)	アジア・ユースデー(AYD)会議	日本カトリック会館
4日(月)	典礼委員会定例会議	御聖体の宣教クララ修道会・軽井沢修道院 (長野・北佐久郡)
4日(月)ー6日(水)	全国典礼担当者会議	〃
6日(水)	難民移住移動者委員会事務局会議	日本カトリック会館
6日(水)	難民移住移動者委員会定例委員会 /タリタ・クム日本運営委員会	〃
6日(水)	第5回 HIV/AIDS デスク会議	〃
6日(水)	社会司教委員会事務局会議	〃
6日(水)	日本カトリック神学院常任司教委員会	〃
7日(木)	常任司教委員会	〃
7日(木)	社会司教委員会司教秘書合同会議	〃
7日(木)	学校教育委員会	幼きイエス会ニコラ・バレ修道院(東京・千代田区)
8日(金)	部落差別人権委員会事務局会議	日本カトリック会館
8日(金)	正義と平和協議会定例委員会	〃
11日(月)	子どもと女性の権利擁護のためのデスク事務局会議	〃
11日(月)	カリタスジャパン委員会	〃
13日(水)	第97回聖公会/ローマ・カトリック合同委員会	日本聖公会管区事務所 (東京・新宿区)
14日(木)	部落差別人権委員会定例委員会	日本カトリック会館
20日(水)	子どもと女性の権利擁護のためのデスク対応会議 /定例会議	〃
25日(月)ー29日(金)	2017年度臨時司教総会	〃
25日(月)	日本カトリック神学院司教会議	〃
26日(火)	カリタスジャパン援助審査会	〃

10月会議予定

2日(月)	『ゆるしの秘跡』儀式書改訂会議	日本カトリック会館
4日(水)	難民移住移動者委員会事務局会議	〃
5日(木)	常任司教委員会	〃
10日(火)	カリタスジャパン啓発部会	〃
10日(火)	カリタスジャパン援助部会	〃
20日(金)ー22日(日)	「新福音化の集い」	〃
30日(月)ー31日(火)	難民移住移動者委員会全国担当者会議 /ネットワーク合同会議	〃

いわゆる「共謀罪」を盛り込む「改正組織犯罪処罰法」施行に関する声明

2017 年 7 月 11 日

日本カトリック正義と平和協議会会長
勝谷太治司教

いわゆる「共謀罪」を盛り込む「改正組織犯罪処罰法」施行に関する声明

参議院法務委員会の採決省略という異例の手續きと参議院本会議での採決により、6 月 15 日に成立した、いわゆる「共謀罪」を盛り込む「改訂組織犯罪処罰法」が、本日、2017 年 7 月 11 日に施行されることについて、日本カトリック正義と平和協議会は、以下の深刻な懸念を表明します。

なにより「改正組織犯罪処罰法」が、罪刑法定主義を破壊して犯罪を実行していない人間の意思や内心に立ち入り、言葉や思想を処罰しかねないことを危惧します。

従来「共謀罪」との共通点が指摘されてきた、「治安維持法」（1925 年成立）は、国体の護持と戦争の遂行を目的に、権力に抗するあらゆる者を徹底的に弾圧し、政党の政治活動、労働組合運動、文化運動、学術活動、そして宗教活動などに携わる 6 万 7223 人を検挙し、6024 人を起訴したとされています。

「共謀罪」を盛り込んだ今回の「改正組織犯罪処罰法」においては、何が組織的犯罪集団に当たるのかの定義は曖昧であり、平和や人権問題にとりくむ労働組合や市民団体、あるいは宗教団体が組織的犯罪集団として認定される可能性が否定できません。通信や会話の傍受によるプライバシー侵害、恣意的な捜査や逮捕が、市民の活動を委縮させ、監視社会をもたらし、新たな「治安維持法」として、憲法が保障する思想、信条、信教の自由、集会・結社の自由を制限しかねないことを危惧します。宗教者にとって、自由なコミュニケーションの保障は、信仰の大前提です。それはまた、人間が自分らしく生きるための最も基本的な権利であり、民主主義の根底です。この自由は、すでに 2013 年 12 月の特定秘密保護法、2015 年 9 月の安全保障関連法、2016 年 5 月の改正盗聴法・刑事訴訟法の成立により、大きく傷つけられています。

日本のカトリック教会は、江戸幕府のキリシタン禁制による数万ともいわれる殉教の歴史を引き継いでいます。150 年前、幕末から明治の初めにかけても、自らの信仰を表明した長崎の潜伏キリシタンたちは、「浦上四番崩れ」により全国に流配されるという迫害を受けました。

戦前・戦中の宗教弾圧は、カトリック教会にも及び、1932 年の上智大生靖国神社参拝拒否事件、1933 年から 1934 年にかけての奄美におけるカトリック迫害などが起こり、さらに多くの司祭、修道者が逮捕・勾留され、シルベン・ブスケ神父（パリ外国宣教会）など、命を落とす者もありました。

戦争は、いきなり始まるものではなく、戦争に反対し、自由を求める人々の弾圧、批判をゆるさない強権体制、軍事対決を煽る外交不在の政治から始まります。国家権力が治安維持法などで人々の言論・思想・信条の自由を侵害したことにより、日本は戦争への道をひた走り、周辺国を含めて 2000 万人以上といわれる犠牲者を生じさせました。

二度と戦争への道を歩むことなく、また、信条の自由をはじめとする基本的人権と人間の尊厳が最大限に尊重される社会を子や孫に残すことがわたしたちの務めです。日本カトリック正義と平和協議会は、今回の施行後、信仰の自由と市民の権利が侵害されることがないように、「改正組織犯罪処罰法」の運用状況を注視し、一刻も早い廃止を求めます。

2017年平和旬間会長談話

2017年「平和旬間」にあたって
日本カトリック司教協議会 会長談話

「世界平和の日」の教皇メッセージは、今年の元旦で50回目を数えました。その中で教皇は、ベトナム戦争最中の1968年に発表された第1回「世界平和の日」の福者パウロ六世教皇のメッセージに言及しておられます。同教皇は、「今(20)世紀の最近数十年を通して、平和が人類の進歩の唯一かつ真の道筋であることが浮き彫りにされました」と述べられました。今年のメッセージで、フランシスコ教皇は、「非暴力」が“平和を築くひとつの方策”であるという考えを説明しておられます。そして「争いにまみれた状況の中で『(他者の)尊厳への深い敬意』を抱き、積極的な非暴力に基づく生き方を実践しましょう」(1項)と呼びかけ、「今、イエスの真の弟子であることは、非暴力というイエスの提案を受け入れることでもあります」(3項)と断言しておられます。

「積極的な非暴力」とは、愛が暴力に打ちかつということです。教皇は、この表現の意味について、マザー・テレサが1979年にノーベル平和賞を受賞した際の言葉を引用します。「わたしたちの家庭には、爆弾や銃は必要ありません。平和のために破壊すべきではありません。ただ一緒にいて、互いに愛し合ってください。……そうすれば世界のあらゆる悪に打ちかつことができます」(4項)。

日本の司教団が、聖ヨハネ・パウロ二世教皇の『広島平和アピール』(1981年)を受けて、戦後50年、60年、そして70年にくり返し表明してきた、戦前・戦中の教会の戦争責任への反省に基づく平和への決意と教皇の今年の平和メッセージは合致しています。

わたしは、憲法施行70年にあたる今年、改めて日本国憲法が保障する平和的生存権を確認したいと思います。平和は軍事では築けません。特に今、近隣諸国やテロの脅威に軍備で応じるのではなく、北東アジアと世界の平和のために真摯な粘り強い対話を実践することを日本政府と国民に訴えます。

安倍晋三首相は、憲法記念日の5月3日に、国会以外の場で、具体的な日程を挙げつつ、第9条に自衛隊の存在を明記したいという考えを示しました。もしそれが実施されるならば、これまで「自衛のための必要最小限度を越えない実力」を有する部隊と説明され、防衛予算や軍事行動に厳しい制約を課せられていた自衛隊は「軍隊」となり、「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」と定める第9条第2項が効力を失うことになりかねません。そうなれば、北東アジア、さらには世界の緊張はますます高まるでしょう。

さて、今年は宗教改革500周年でもあります。日本福音ルーテル教会と日本カトリック司教協議会の共同主催で、11月23日に、長崎の浦上天主堂において合同礼拝と対話フォーラム・シンポジウムを行います。長崎は、キリスト教の弾圧と迫害を経験した町でもあり、20世紀の世界の悲劇を象徴する原爆の第二の被爆地でもあるからです。争い分裂していたキリスト教の諸教会・教派が「祈り」と「対話」を通して「対立から和解へ」歩み出す姿を、「対立から平和の実現に向かうモデル」として世界に示すことができれば幸いです。

その長崎にとって、今年はいわゆる「浦上四番崩れ」が始まって150年目、来年は21藩22カ所に流配された信徒たちの「旅」立ち150年目にあたります。司祭との出会いから力を得て、幕末から明治の初めに自らの信仰を表明して立ち上がったこの潜伏キリシタンたちは、日本の歴史において「思想・良心・信条の自由」に目覚め、国家権力が個人の内心にまで侵入してくることにいのちをかけて抵抗した数少ない人々であったとも言えるでしょう。こうした日本のカトリック教会の歴史に照らして、先の国会で強行に採決され、「共謀」を取り締まることで「監視社会」の到来や市民的自由への萎縮効果が懸念される「組織犯罪処罰法改正」にも慎重な注視が求められます。戦前・戦中の時代、国家権力が治安維持法などで人々の言論・思想・信条の自由を侵害したことにより、日本は戦争への道をひた走り、周辺国を含めて2000万人以上といわれる犠牲者を生じさせました。二度と戦争への道を歩むことなく、また、信条の自由をはじめとする基本的人権と人間の尊厳が最大限に尊重される社会を子や孫に残すことがわたしたちの務めです。

世界のさまざまな場所で、テロが頻発しています。自国の利害を優先するあまり、紛争や内戦、難民の増加、人身売買や虐待、環境破壊などのグローバルな問題の解決に、各国が共同歩調をとれない風潮も危惧されます。強い者たちの争いで最も被害を受けるのは、いつも子どもと女性、高齢者など、無防備な人々です。日本においても、東京電力福島第一原発事故の被災者は、生活と人生そのものを奪われた傷に苦しんでいます。基地負担の多くをひとり押しつけられている沖縄の人々も理不尽さを噛みしめています。こうした人々のために祈り、平和で公正な社会が実現するために、わたしたちに何ができるかを考え、実行するようにしましょう。

「地域的、日常的な局面から国際的な秩序に至るまで、非暴力がわたしたちの決断、わたしたちの人間関係、わたしたちの活動、そしてあらゆる種類の政治の特徴となりますように」(1項)と訴える教皇とともに、今年、「平和を実現する人々は、幸いである」(マタイ 5・9) というイエス・キリストの教えを思い起こしながら平和旬間を過ごしましょう。

2017年7月6日

日本カトリック司教協議会会長

カトリック長崎大司教区 大司教 ヨセフ 高見 三明

2017年平和旬間会長談話 英語版

Ten Days for Peace, 2017

A Message from the President of
The Catholic Bishops' Conference of Japan

This year's papal message for the World Day of Peace on New Year's Day is the 50th such message. In this message, Pope Francis refers to the first such message by Blessed Pope Paul VI in 1968, during the Vietnam War. In that message, Pope Paul said, "during the latest years of our (20th) century's history it has finally become clearly evident that Peace is the only true direction of human progress." In this year's message, Pope Francis explains that non-violence is "a style of politics for peace." He challenges us, "especially in situations of conflict, let us respect this, our 'deepest dignity,' and make active nonviolence our way of life" (para. 1). He continues, "To be true followers of Jesus today also includes embracing his teaching about nonviolence" (para. 3).

Through active non-violence love overcomes violence. The pope explains this by quoting the words of Mother Teresa when accepting the Nobel Peace Prize in 1979: "We in our family don't need bombs and guns, to destroy to bring peace – just get together, love one another... And we will be able to overcome all the evil that is in the world" (para. 4).

Inspired by Saint Pope John Paul II's Hiroshima Peace Appeal (1981), the bishops of Japan marked the 50th, 60th, and 70th anniversaries of the end of World War II by issuing statements that recognize the church's culpability both before and during that war. Based upon that recognition, the bishops have reaffirmed their commitment to peace, a commitment in line with Pope Francis' message.

I want to reaffirm my support for the right to peaceful existence guaranteed by the Constitution of Japan enacted 70 years ago. Peace cannot be built with military power. Especially now, I appeal to the Japanese government and people to practice a sincere and persistent dialogue for the peace of Northeast Asia and the world, not responding militarily to threats by neighboring countries or terrorism.

In a May 3 Constitution Day speech delivered away from the Diet, Prime Minister Shinzo Abe spoke of a concrete timeline to fulfill his wish to clarify the existence of the Self-Defense Forces under Article 9 of the Constitution. Its implementation would mean that the SDF, which has been an entity with capabilities not exceeding the minimum necessary for self-defense and subject to strict budgetary and activity restrictions, would become a full-fledged military force. This would render ineffective the stipulation in Article 9, Paragraph 2 that “land, sea, and air forces, as well as other war potential, will never be maintained. The right of belligerency of the state will not be recognized.” In that case, tensions in Northeast Asia, and even the rest of the world, are likely to increase.

This year is also the 500th anniversary of the Reformation. On November 23, the Japan Evangelical Lutheran Church and the Catholic Bishops’ Conference of Japan will jointly sponsor a worship service and dialogue forum and symposium at the Urakami Cathedral in Nagasaki. Nagasaki experienced the repression and persecution of Christianity, and as the second atomic bomb target symbolizes the tragedy of the world in the 20th century. Would it not be wonderful if Christians’ model of prayer and dialogue that has moved formerly bitter enemies “from confrontation to reconciliation” provided a model for peacemaking in our world?

This year marks 150 years since the start of the Urakami Yoban Kuzure, the last and biggest of four persecutions of Christians in the Urakami district of Nagasaki. Next year, we will commemorate the 150th anniversary of the exile of those Christians to 22 places throughout the country. These “hidden Christians” gained strength from their encounters with priests at the end of the Edo period and into the Meiji period and stood up to express their faith. It can be said that in the history of Japan it was these few people who awakened freedom of thought, conscience, and belief, resisting to the point of death the power of the state to invade the individual's inner heart. In light of this Japanese Catholic history we view with alarm the forcible adoption in the recent Diet session of an “anti-conspiracy bill” that introduces the danger of a “surveillance society” that impinges upon the rights of citizens. In the prewar and wartime era, when state power infringed people’s freedom of speech, ideas, and beliefs through such laws as the Chian Ijihō (security maintenance law), Japan made its way to war, leading to the deaths of more than 20 million people, including those of neighboring countries. It is our duty to leave to our children and grandchildren a society in which fundamental human rights including the freedom of belief and human dignity are respected to the utmost without ever walking the way to war again.

Terrorism occurs frequently in various parts of the world. Because nations give priority to their own interests, there is concern that countries cannot cooperate to solve global problems such as conflict, civil war, the increase in refugees, human trafficking and abuse, and environmental destruction. It is always defenseless people such as children, women and the

elderly who suffer most from the conflicts of the strong. Here in Japan, victims of the TEPCO Fukushima Daiichi Nuclear Power Plant accident suffer the loss of their livelihood and the life they knew. The people of Okinawa who are oppressed by the burden of military bases also endure unreasonable demands. Let's pray for these people, think about what we can do, and then act to bring about a peaceful and just society.

Let's mark this year's Ten Days for Peace in the spirit of Pope Francis' prayer, "May charity and nonviolence govern how we treat each other as individuals, within society and in international life" (para. 1), and the teaching of Jesus Christ, "Blessed are the peacemakers" (Matthew 5:9).

July 6, 2017

Joseph Mitsuaki Takami
Archbishop of Nagasaki
President, Catholic Bishops' Conference of Japan

死者の埋葬および火葬の場合の遺灰の保管に関する指針

教理省

死者の埋葬および火葬の場合の遺灰の保管に関する指針

(Ad resurgendum cum Christo)

2016年10月25日公布

1. キリストと共に復活するためには、キリストと共に死ななければなりません。つまり、わたしたちは「からだを離れて、主のもとに住ま」(二コリント5・8)なければなりません。当時の検邪聖省(訳注:現教理省)は、1963年7月5日付けの指針 *Piam et constantem* をもって「信者の遺体を埋葬する慣習を忠実に守るように」と規定しました。しかし、次のことを付け加えました。火葬は、「それ自体キリスト教に反する」のではない。したがって火葬を望む信者に対して、諸秘跡や葬儀を拒むことがあってはならない。ただし、その選択が「キリスト教教義を否定するものとして、あるいは党派心をもって、あるいはカトリックの信仰と教会に対する憎しみをもって」(1) 意図されている場合はその限りではない。この教会規範の変更は、その後、教会法典(1983年)と東方教会法典(1990年)に組み込まれました。

これまでの年月の中で、火葬は多くの国で著しく広範に行われるようになりましたが、それと同時に、教会の信仰に反する新しい考え方も普及してきました。典礼秘跡省と法文評議会、多くの国の司教協議会、東方教会の代表司教会議に適宜に諮った上で、教理省は新たな指針を発表することが適切であると判断しました。その目的は、遺体の埋葬を優先する教義的および司牧的理由を繰り返し主張し、火葬の場合の遺灰の保管に関する規定を公布することです。

2. イエスの復活はキリスト教信仰の頂点となる真理であり、過越しの神秘の本質的な部分としてキリスト教の初めから宣べ伝えられてきました。「もっとも大切なこととしてわたしがあなたがたに伝えたのは、わた

しも受けたものです。すなわち、キリストが、聖書に書いてあるとおりにわたしたちの罪のために死んだこと、葬られたこと、また、聖書に書いてあるとおりに三日目に復活したこと、ケファに現れ、その後十二人に現れたことです」(一コリント 15・3-5)。

キリストは、ご自分の死と復活をとおしてわたしたちを罪から解放し、新しいいのちに至ることができるようにしてくださいました。「それは、キリストが御父の栄光によって死者の中から復活させられたように、わたしたちも新しいいのちに生きるためなのです」(ローマ 6・4)。さらに、復活したキリストは、わたしたちの未来における復活の原理であり源です。「キリストは死者の中から復活し、眠りについた人たちの初穂とされました。……つまり、アダムによってすべての人が死ぬことになったように、キリストによってすべての人が生かされることになるのです」(一コリント 15・20-22)。

「最後の日」にキリストがわたしたちを復活させてくださるのが本当なら、わたしたちがある面でキリストとともにすでに復活していることも本当のことです。実際、わたしたちは洗礼において死とキリストの復活のうちに沈められ、秘跡を通してキリストと同じ者にされました。「洗礼によって、キリストと共に葬られ、また、キリストを死者の中から復活させた神の力を信じて、キリストと共に復活させられたのです」(コロサイ 2・12)。洗礼によってキリストと結ばれたわたしたちは、すでに復活したキリストのいのちに真にあずかっています(エフェソ 2・6 参照)。

キリストのおかげで、キリスト者の死は前向きな意味をもちます。教会は典礼でこう祈ります。「主よ、あなたを信じる者にとって、いのちは取り去られたのではなく、変容されるのです。この地上の住まいは滅びても、天に永遠のすみかが備えられています」(2)。死によって魂はからだから離れますが、復活をとおして神はわたしたちのからだを魂と再び結合させて変容させ、そのからだに新たに永遠のいのちを与えてくださいます。現代においても、教会は復活の信仰を告げ知らせよう招かれています。「死者の復活はキリスト者の信仰です。復活を信じながら、わたしたちは復活します」(3)。

3. 教会はキリスト教の古来の伝承に従い、死者の遺体を墓地あるいは他の神聖な場所に埋葬するよう、強く奨めています(4)。

死のキリスト教的意義を照らし出す神秘である(5)、主の死と埋葬と復活を思い起こすものとして、埋葬はからだの復活に対する信仰と希望を表す(6) もっとも適切な方法にほかなりません。

教会は母として、地上を旅するキリスト者に寄り添い、キリストにおいてその恵みの子を御父にささげ、栄光のうちに復活するという希望のうちに、遺体を大地に預けるのです(7)。

亡くなった信者の遺体を埋葬することによって、教会はからだの復活に対する信仰を確認し(8) 人間の不可欠な部分としてのからだの高貴な尊厳(9) を際立たせたいのです。したがって教会は、死に関する誤った考え方を伴う態度や儀式を許容することはできません。それらの中には、死を人間の完全な消滅として、もしくは母なる自然や宇宙に融合する時として、再生過程の一段階として、また肉体の「牢獄」からの決定的な解放としてとらえる考え方が含まれます。

さらに、墓地や他の神聖な場所に埋葬することは、洗礼によって聖霊の神殿となり、「聖霊が多く善いわざを行うために道具や器として大切に用いた」(10) 信者の遺体に対するふさわしい哀悼と尊敬の念に適切に応えることとなります。

正しい人トビアは、死者を葬ったことで神の前で得た功績のゆえにたたえられました(11)。また教会は死者の埋葬を、肉体に関するいつくしみのわざの一つと見なしています(12)。

最後に、亡くなった信者を墓地や他の神聖な場所に埋葬することによって、遺族とキリスト教共同体全体が、容易に死者のために祈り、死者を思い起こすと同時に、殉教者と聖人に対する崇敬の念を深めることができるのです。

キリスト教の伝承は、墓地、教会、もしくは埋葬に充てられた区域に遺体を葬ることをとおして、生者と死者の間の交わりを大事にし、死という出来事とキリスト者にとってのその意味を隠匿したり、全く個人レベルのことにしたりする傾向に反対してきました。

4. 衛生的、経済的、社会的な事情により火葬を選択しなければならない場合 — その選択は亡くなった信者が明示していた意思や、根拠をもって推測される意思に反するものであってはなりません — 教会は火葬の実施を妨げるための教理上の理由を見出しません。遺体の火葬は、死者の魂に触れるのでも、からだを復活させる神の全能を阻むものでもないからです。したがって、火葬自体は魂の不滅性とからだの復活に関するキリスト教教理に客観的に反するものを含んでいません (13)。

教会が遺体の埋葬を優先し続けるのは、埋葬が死者に対するより深い敬意の念を表しているからです。しかし、火葬は、「キリスト教教理に反対する理由のために選ぶのでない限り」(14) 禁じられていません。

キリスト教教理に反する動機が存在しない場合、教会は葬儀を執り行った後に、しかるべき典礼的および司牧的指示をもって火葬の選択に随伴し、あらゆる形の醜聞や宗教上の無関心主義を避けるよう特別な配慮をします。

5. 正当な動機により遺体の火葬が選択された場合、その死者の遺灰は普通、神聖な場所、すなわち墓地、場合によっては教会、もしくは管轄権を有する教会権威者によってそのような目的のために充当された地域に保管されなければなりません。

キリスト者は初めから、キリスト教共同体が彼らの死者のために祈り、また彼らのことをしのぶよう望んできました。彼らの墓は祈り、記憶そして黙想の場となりました。亡くなった信者は、教会に属しています。その教会は、「地上を旅する者、自分自身の清めを果たしている死者、また天国の至福にあずかっている者たち、皆ともに構成している一つの教会」(15) の交わりを信じています。

死者の遺灰を神聖な場所に保管することで、死者が遺族やキリスト教共同体の祈りや記憶から遠ざけられる危険を減らすことができます。さらに、特に最初の世代がいなくなる場合に起こり得る、死者が忘れられる可能性や尊敬の欠如、また不適切な行為や迷信的な行為も避けられます。

6. 上に挙げた動機により、死者の遺灰を自宅に保管することは認められません。その地域独特の文化的条件と結びついた重大かつ例外的な状況の場合にのみ、裁治権者は司教協議会あるいは東方教会の代表司教協議と一致して、死者の遺灰を自宅で保管する許可を与えることができます。ただし、遺灰を家族成員の異なる世帯の間で分け合うことはできません。また、尊敬をこめた適切な保管状況は常に確保されなければなりません。

7. 汎神論者、自然主義者、虚無主義者の類のあらゆる誤解を避けるために、遺灰を空中、地上、水中、もしくはその他の方法で撒くことは許されません。同じように、思い出の遺品、装身具、その他の物の中に保管することは許されません。実際、火葬の選択の動機となり得る衛生的、社会的、経済的な理由は、そのようなやり方には適応されません。

8. キリスト教信仰に反する理由のもとに、死者が火葬と、遺灰を自然の中にまき散らすことを明らかに遺言していた場合、教会法の規定に従ってその葬儀は拒否されなければなりません（16）。

〔教皇フランシスコは、2016年3月18日に行われた下記署名の教理省長官枢機卿との謁見において、当省の通常会議で2016年3月2日に採択された本指針を承認し、公表するよう命じました。〕

ローマ
教理省事務局
2016年8月15日
聖母被昇天の祭日

教理省長官
ゲルハルト・ルードビッヒ・ミュラー枢機卿
同省次官
フェレール・ルイス・フランシスコ・ラダリア大司教

注

1. *Suprema Sacra Congregatio Sancti Officii, Instructio Piam et constantem de cadaverum crematione* (5 julii 1963): *AAS* 56 (1964), 822-823.
2. 『葬儀ミサ儀式書』、奉献文叙唱（一）
3. Tertullianus, *De Resurrectione carnis*, 1,1: *CCL* 2, 921
4. 『カトリック新教会法典』第1176条（3）、第1205条、東方教会法第876条（3）、第868条参照
5. 『カトリック教会のカテキズム』1681参照
6. 『カトリック教会のカテキズム』2300参照
7. 一コリント15・42-44、『カトリック教会のカテキズム』1683参照
8. Sanctus Augustinus, *De cura pro mortuis gerenda*, 3,5: *CSEL* 41, 628
9. 第二バチカン公会議公文書『現代世界憲章』14
10. Sanctus Augustinus, *De cura pro mortuis gerenda*, 3,5: *CSEL* 41, 627
11. トビト記2・7、12・12参照
12. 『カトリック教会のカテキズム』2300参照
13. *Suprema Sacra Congregatio Sancti Officii, Instructio Piam et constantem*, 1963年7月5日: *AAS* 56 (1964) 822.
14. 『カトリック新教会法典』第1176条（3）、東方教会法第876条（3）参照
15. 『カトリック教会のカテキズム』962
16. 『カトリック新教会法典』第1184条、東方教会法第876条（3）

略号

AAS: Acta Apostolicae Sedis

CCL: Corpus Christianorum Series Latina

CSEL: Corpus Scriptorum Ecclesiasticorum Latinorum

教皇庁教理省指針に対する日本の教会での適応

CBCJL17-26

2017年7月20日

すべての信者の皆さんへ

日本カトリック司教協議会

会長 高見三明

教皇庁教理省『死者の埋葬および火葬の場合の遺灰の保管に関する指針 (Ad resurgendum cum Christo)』の日本の教会での適応について

I. 教皇庁教理省の新しい指針

教皇庁教理省は、2016年10月25日付けで『死者の埋葬および火葬の場合の遺灰の保管に関する指針』を公布しました。

同教理省は、すでに1963年7月5日付けの指針をもって、「信者の遺体を埋葬（土葬）する慣習を忠実に守るように」と規定しました。ただし火葬は、「キリスト教教義を否定するものとして、あるいは党派心をもって、あるいはカトリックの信仰と教会に対する憎しみをもって」意図されていない限り、「それ自体キリスト教に反する」のではないと明言しました。このことは、『新カトリック教会法典』（1983年）に組み込まれています（第1176条第3項；第1184条第1項2参照）。

ところで、近年火葬は多くの国で広範に行われるようになりましたが、それと同時に、「教会の信仰に反する新しい考え方も普及してきました」。そのため教理省は、「遺体の埋葬を優先する教義的および司牧的理由を繰り返し主張し、火葬の場合の遺灰の保管に関する規定を公布する」こととなりました。

II. 埋葬における死者の尊厳と復活への信仰

キリスト信者は、死者を埋葬する際、死者の尊厳に対する尊敬と死者の復活に対する信仰を表します。「亡くなった信者の遺体を埋葬することによって、教会はからだの復活に対する信仰を確認し（聖アウグスチヌス）、人間の不可欠な部分としてのからだの高貴な尊厳（『現代世界憲章』14）を際立たせたいのです」（本指針3項）。

わたしたちは、「使徒信条」の中で「からだの復活、永遠のいのちを信じます」、「ニケア・コンスタンチノープル信条」の中で「死者の復活と来世のいのちを待ち望みます」と宣言して、復活への信仰を表明しています。「からだの復活」は、単に肉体のよみがえりではなく、死者からの復活です。すなわち、「死によって魂はからだから離れますが、復活をとおして神はわたしたちのからだを魂と再び結合させて変容させ、そのからだに新たに永遠のいのちを与えてくださいます」（本指針2項）。神だけがいのちを与えることができるからです。

III. 本指針の日本の教会への適応

この指針の中の6項（遺骨の保管と分骨）を日本の教会に適応するに当たって、日本カトリック司教協議会は、以下のように定めます。

1. 遺骨¹（あるいは遺灰）を自宅に保管することについて：

- (1) ほとんどの人が、ご遺骨を墓に「埋蔵」、ないしは納骨堂に「収蔵」するまで、一時的に自宅に保管していますが、これにはまったく問題がありません。
- (2) ご遺骨を自宅に半永久的に保管することに関して言えば、日本独自の文化と結びついた重大かつ例外的な状況を考慮して、司教協議会として、それを許可します。

2. 分骨（ないし遺灰を分けること）について：

- (1) ご遺骨を「家族成員の異なる世帯の間で分け合うこと」も日本においては普通に行われています。そして、ほとんどの人が遅かれ早かれ墓に「埋蔵」ないし納骨堂に「収蔵」しています。
- (2) 一部の人々は分けられた骨をさまざまな理由で自宅に半永久的に保管しています。

日本の司教協議会としては、上記(1)と(2)のいずれの場合にも許可を与えることにします。

なお、「散骨」と「ご遺骨の保管方法」に関しては、同指針7項に述べられている通りです。

- (1) 「汎神論者、自然主義者、虚無主義者の類のあらゆる誤解を避けるために、遺灰を空中、地上、水中、もしくはその他の方法で撒くことは許されません。」
- (2) 「同じように、思い出の遺品、装身具、その他の物の中に保管することは許されません。」

¹ 欧米の火葬の場合、遺体は文字通り「灰」にされるが、日本では「骨」にされる。それは「焼骨」と言われる。ただし、「散骨」の場合は、骨を細かく砕いて灰のようにする。

2017年世界難民移住移動者の日 教皇メッセージ

2017年「世界難民移住移動者の日」教皇メッセージ

「弱くて声も上げられない子どもの移住者たち」

親愛なる兄弟姉妹の皆さん

「わたしの名のためにこのような子どもの一人を受け入れる者は、わたしを受け入れるのである。わたしを受け入れる者は、わたしではなくて、わたしをお遣わしになったかたを受け入れるのである」（マルコ 9・37。マタイ 18・5、ルカ 9・48、ヨハネ 13・20 参照）。この箇所を通して福音記者は、人々を鼓舞すると同時に責務を担わせるイエスの教えを、キリスト教共同体に伝えています。それはまさに小さな者から始まり、救い主を通して神へと至る確かな道のりを、人々を受け入れながら歩むことです。受け入れることこそが、その歩みを実践するための必要条件です。神はわたしたち人間の一人になられ、イエスのうちに幼子になりました。信仰のうちに神を受け入れることにより希望が育まれますが、それはもっとも小さく弱い人々に優しく接することとして表れます。いつくしみの特別聖年で再確認したように、愛と信仰と希望はすべて、身体的な慈善のわざと精神的な慈善のわざと結びついています。

一方、福音記者はいつくしみに反する行いをする人の責任にも焦点を当てています。「しかし、わたしを信じるこれらの小さな者の一人をつまずかせる者は、大きな石うすを首に懸けられて、深い海に沈められるほうがましである」（マタイ 18・6。マルコ 9・42、ルカ 17・2 参照）。あまりにも多くの子どもたちが無慈悲な人々に搾取され、傷ついていることを考えるとき、この厳しい警告を考えずにいることなどできるでしょうか。子どもたちは売春をさせられたり、ポルノ業界のわなにかかったり、児童労働者や少年兵として奴隷のように扱われたり、麻薬取引や他の犯罪行為に巻き込まれたり、一人で取り残される恐れがあっても、紛争や迫害から逃れることを余儀なくされたりしています。

したがって、年一度の「世界難民移住移動者の日」にあたり、わたしは子どもの移住者、とりわけ一人ぼっちの子どもの移住者の現実に目を向けるよう呼びかけたいと思います。そして未成年であり、外国人であ

り、無防備であるという三つの要因のために、自らを守るすべのない子どもたちに、皆さんが心を配るよう切望します。彼らはさまざまな理由により、故郷から遠く離れた土地で、家族の愛情から離れて生活しなければならないのです。

今日、移住は地球上の一定の地域に限定される現象ではなく、すべての大陸がかかわる世界的規模の大現象になりつつあります。それは、人並みの仕事やより良い生活条件を求める人々だけでなく、平和で安全な場所を見つけて生き残ることを願いながら自分の家を後にせざるを得なかった老若男女もかかわる現象です。移住の悪影響をもっとも深刻に受けるのはおもに子どもたちです。多くの場合、暴力、貧困、環境上の問題、そしてグローバリゼーションの悪影響がその原因です。迅速かつ容易に利益を得ようとする歯止めの効かない競争は児童売買、未成年者の搾取と虐待、そしてより全般的に言えば「児童の権利に関する条約」に定められている、子どもに本来備わっている権利の剥奪といった異常な害悪を助長します。

児童期は特有の弱さを抱えており、そのために侵すことのできない独自のニーズを有します。何よりもまず、健全で安全な家庭環境の中で父母の模範と導きのもとに育つ権利が存在します。次に、とりわけ家庭と学校で適切な教育を受ける権利と義務があります。子どもたちはそこで、自分自身の未来とそれぞれの国の担い手として成長することができるのです。実際、世界の多くの地域において、読み書きと基本的な計算を学ぶことは今でも、ほんの一部の子どもしか享受できない特権です。さらに、すべての子どもたちには遊ぶ権利、楽しむ権利、つまり子どもである権利があります。

しかし、こうした子どもたちは移住者の中のもっとも弱い人々のグループに属します。人生を始めたばかりの彼らは、目につかない声なき存在だからです。彼らは恵まれない境遇にあるために、公的書類に登録されず、世間の目から隠れた存在になっています。大人が伴っていないために、彼らは声を上げることも、またその声が聞かれることもありません。こうして子どもの移住者は、人間が陥る最低のレベルに簡単に至ってしまいます。そこでは多くの無実の人の未来が、不法行為と暴力によって一瞬で台なしにされますが、その一方で児童虐待のネットワークはなかなか打破されません。

こうした現状にどのように立ち向かうべきでしょうか。

第一に、移住現象は救いの歴史と無関係ではなく、むしろその一部であることを認識する必要があります。それは神のおきての一つと結びついています。「寄留者を虐待したり、圧迫したりしてはならない。あなたたちはエジプトの国で寄留者であったからである」(出エジプト 22・21)。「あなたたちは寄留者を愛しなさい。あなたたちもエジプトの国で寄留者であった」(申命記 10・19)。この現象は時のしるしです。それは、歴史と人間共同体における神の摂理のみわざを、普遍的な交わりに照らして物語るしるしです。教会はこれらの問題点、たびたび起こる移住による痛ましい出来事や悲劇、さらには彼らを適切な形で受け入れることの難しさから目をそらしません。そして、「あらゆる国民、種族、民族、言葉の違う民」(黙示録 7・9)を包み込むキリスト教共同体の中では、だれも外来者にならないという確信のもとに、この現象を含む神のご計画を認識するようわたしたちを励ましています。一人ひとりの人間が何よりも大切です。物よりもはるかに重要です。そして一つの組織の真価は、人々、とりわけ子どもの移住者のような弱い人々のいのちと尊厳がどのように扱われているかによって推し量ることができます。

保護と融合と持続的な解決策にも取り組む必要があります。

まず第一に、子どもの移住者の保護と安全を確保するために、あらゆる手段を講じなければなりません。なぜなら、「多くの場合、こうした青少年少女たちは路上に一人取り残され、情け容赦ない搾取者の餌食となり、肉体的、精神的、性的暴力の対象にされてしまうからです」(ベネディクト十六世、2008年「世界難民移住移動者の日教皇メッセージ」)。

一方、移住と人身売買の区別はしばしば非常にあいまいになっています。移住者、とりわけ子どもの移住者を弱い立場に追いやる要素は数多くあります。すなわち貧困、生活手段の欠如——メディアによる現実離れた見通しのことも付け加えなければなりません——、低い識字率、受け入れ国の法律、文化、ときには言語すら知らないことなどです。したがって、子どもの移住者は身体的にも心理的にも他者に頼らざるをえません。しかし、子どもたちの搾取と虐待のもっとも主要な要因は、需要があることです。搾取者に対して厳しく実効性のある措置が取られない限り、子どもたちを餌食にするあらゆる種類の奴隷制をなくすことはできないでしょう。

したがって移住者は、自分たちの子どもの幸せのためにも、受け入れ社会とさらに緊密に協力し合わなければなりません。さまざまな形の虐待から子どもたちを守るために時間と物資を費やしている教会団体と民間団体に、わたしたちは心から感謝しています。情報を交換するだけでなく、タイムリーで具体的な仲介を確実に行うことのできるネットワークを拡大することによって、より効果的で的確な協力活動を行うことが重要です。とくに教会共同体が祈りと友愛的な交わりのうちに一つになるときに生じる大きな力を、過小評価してはなりません。

第二に、子どもと若者の移住者が社会に溶け込めるよう、わたしたちは努力しなければなりません。彼らは大人の社会に頼り切っています。彼らを受け入れて保護し、社会に溶け込めるよう促す適切な政策が、財源不足のために実現できないというケースが非常に多く見られます。その結果として、子どもの移住者が社会に溶け込めるよう助けたり、彼らが付き添いのもとに安全に帰国できるような計画を推し進めたりするのではなく、単に移住者の入国を規制したり、彼らにとって本当に「一番よいこと」は何なのかを確かめずに、本国に送還したりしています。入国規制は違法なネットワークをかえって助長するだけです。

不法に滞在している場合や犯罪組織に加わって場合、子どもの移住者の状況はさらに悪化します。それらの場合、収容所に通常、送られますが、逮捕されることも珍しくありません。罰金を払う資金も、帰国する資金もないために、長期間拘留され、あらゆる種類の虐待や暴力を受けることもあります。こうした事態に対し、移住の流れを管理し、国の共通善を守るといふ国家の権利は、子どもの移住者の状況を改善し、合法化するという責務と結びついたものでなければなりません。その際には、彼らの尊厳を十分に尊重し、彼らが単独で滞在しているときには彼らのニーズに応え、あるいは家族全体の幸せのために彼らの両親のニーズに対処するよう努めるべきです。

子どもたちに移住を強いている要因をなくすために根本的に重要なことは、適切な国家政策を実施し、送り出し国と受け入れ国の合意に基づく協力計画を実行することです。

第三に、持続的な解決策を模索し、実施するようわたしは心から皆さんに求めます。子どもの移住者の問題は複雑な現象であり、その根源に対処することが必要です。戦争、人権侵害、腐敗、貧困、環境問題や災害は皆、この問題の原因です。最初に傷つくのは子どもたちです。彼らはしばしば、拷問や他の身体的暴力だけでなく、倫理的、心理的な暴力も受け、いやされることのない傷を負っています。

したがって、彼らの祖国で移住を引き起こしている要因に対処することが何よりも重要です。そのためには第一に、避難を強いる要因である紛争や暴力をなくすために、国際社会全体が尽力する必要があります。また、真の開発をすべての人に確保するためには、もっとも深刻な不正義や紛争に見舞われた地域に適切な対策を提示できるような、将来を見通す視点が必要です。真の開発とは、人類の希望である子どもたちの幸せを育むものであるべきです。

最後に、子どもや若者の移住者に寄り添っている皆さんにひとこと、申し上げたいと思います。彼らは皆

さんのかけがえのない助けを必要としています。教会も皆さんを必要としています。そして皆さんの惜しみない奉仕を支えます。もっとも小さく弱い人の中に主イエスを見いだし、受け入れるよう求める福音を、勇気をもってたゆまずあかししてください。

わたしは、すべての子どもの移住者、彼らの家族と共同体、そして彼らに寄り添う皆さんをナザレの聖家族の保護にゆだねます。皆さん一人ひとりの歩みを聖家族が見守ってくださいますように。こうした祈りとともに、わたしは心から使徒的祝福を送ります。

バチカンにて
2016年9月8日
聖マリアの誕生の祝日
フランシスコ

2017年船員の日 委員長メッセージ

2017年 AOS 船員の日メッセージ

世界をつなぐ、海と人

海は神秘的でこの地球上のあらゆる命を支えています。それは、人間が海からの資源によって豊かに養われているだけでなく、海を渡ることによって人が出会い、文化交流が生まれ、また生活に必要な物資を相互に届けあうことで生活が支えられていることも含んでいます。最近では大型客船での観光が盛んなので、海が国境を越えて人々が出会い異なる文化の交流を促す役割も果たしています。しかし、それを支えているのは、見えないところで働いている船員さんたちなのです。

少し想像してみましょう。日本に輸入される物資の99.7%が船で運ばれてくることを考えると、私たちの命を支えるために今この瞬間、いったいどれほど多くの人々が海の上で働いていることでしょうか。その意味で、私たちはいつも海からくる恵みと、海で働く人々への感謝を持ちたいものです。そして、感謝と同時に、彼らのために祈ってほしいと思います。なぜなら、船が港から出航し、やがて誰の視野にも入らない大海原に入っていくと、残念ながら陸地に住んでいる人々の多くは船員たちへの関心が消えてしまうからです。彼らは世界の人々の生活を支える実質的な担い手でありながら、どこかで大変な困難にあっていたとしても、それを心配して祈っているのは、愛する家族以外にはほとんどいないのです。私たちは神の前に真の家族ですから、彼らのことをずっと心に留めて見守り、無事を祈り続けたいと思います。

教会の中には、船員さんたちをサポートする国際的な組織（AOS）があります。日本でも、いくつかの港で継続的に船を訪問し、船員さんたちをサポートするグループがあります。私たちは彼らを通して、日本の港に入ってきた船員たちとつながっていくことができます。どうか船員たちのために祈ると同時に、訪船活動をしている人たちの活動を物心両面で支援して下さるようお願いいたします。そして、機会がありましたら、ぜひ一緒に訪船してみてください。

2017年7月9日

日本カトリック難民移住移動者委員会

委員長 松浦悟郎

Message for the Day of Seafarers 2017
The Sea and People Unite the World

The sea is mysterious and supports all life on earth. That means not only that people are nourished by the abundant resources of the sea, but also that their lives are supported by cultural exchange that occurs when people cross the sea and meet others, and by the delivery of necessary goods across the sea. Since luxury cruise tours are popular now, the sea also plays a role in promoting cultural exchange among people who cross national borders. However, all these opportunities are supported by seafarers who work behind the scenes.

Please use your imagination for a moment. Knowing that 99.6 percent of imported goods to Japan are transported by ships (ref. “Ship Now” by Japan Maritime Public Relation Center), try to imagine how many people are working on the sea at this moment in order to support our lives. Realizing this, we must be grateful for the blessings the sea gives us and thank as well the people who work on the sea. In addition to thanking them, we should also pray for them, because once ships leave port and enter onto the ocean beyond our sight, those of us living on the land unfortunately do not give thought to seafarers. Although they practically carry the lives of people around the world on their shoulders, nobody, except their beloved families, cares and prays for them even when they are facing serious difficulties. We are a true family before God, so we should always show concern for them, and pray for their safety.

The Apostleship of the Sea (AOS) is a Church activity that supports seafarers. In addition, in Japan, groups of people visit ships regularly and support seafarers in port. Through these activities, we can unite with seafarers staying in Japanese harbors. Please pray for seafarers and support ship visits with encouragement and material support. And when you have a chance, please visit ships and seafarers together with us.

July 9, 2017

Bishop Michael Goro Matsuura

Chairperson

Catholic Commission of Japan for Migrants, Refugees and People on the Move

「国籍を越えた神の国をめざして 改訂版」 6か国語版

中央協議会サイトの以下のページにまとめてあります。ご参照ください。

- ・英語版 <https://www.cbcj.catholic.jp/2017/08/22/14383/>
- ・スペイン語版 <https://www.cbcj.catholic.jp/2017/08/21/14444/>
- ・ポルトガル語版 <https://www.cbcj.catholic.jp/2017/08/21/14446/>
- ・ベトナム語版 <https://www.cbcj.catholic.jp/2017/08/21/14432/>
- ・韓国語版 <https://www.cbcj.catholic.jp/2017/08/21/14427/>
- ・中国語版 <https://www.cbcj.catholic.jp/2017/08/21/14440/>

カトリック中央協議会 「会報」 2017年9・10月号 (通巻550号)

発行日 2017年9月20日

発行 宗教法人カトリック中央協議会 <http://www.cbcj.catholic.jp>
〒135-8585 東京都江東区潮見 2-10-10 電話 03-5632-4411 Fax 03-5632-4457